

# 愛友会四国連合会報

第 54 号

61. 4



## 目次

NTTの皆さまへ……NTT四国総支社副総支社長……二	
NTT情報……二	
各支社・電話局等の組織編成替え……二	
電話の移転・電話帳のお問い合わせ「119の味」……三	
テレホンカード四県版を新発売……三	
キャプテンサービス開始……三	
共済会だより……四	
表紙のことば……五	
訃報……五	
年金情報……五	
共済年金制度の改正について……五	
公的年金の問題点をさぐる……六	
嬉野 猷次……六	

## 電友会の皆さまへ

NTT四国総支社副総支社長

青 木 信 夫



桜花咲きほころぶ頃となりましたが、電友会の皆さまにはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今回の定期人事異動で副総支社長を拝命しましたが、着任後、何かとあわただしい日々が続き、ごあいさつを失礼した方が多いことと申し訳なく思っております。改めまして、よろしくご指導のほどお願いいたします。

いきなり、私ごとで恐縮ですが、実は私、土佐の出身でありまして、また以前昭和五十三年一月から五十七年の四年間、文書広報課長、秘書課長として四国に勤務しております。この度はちょうど満四年ぶり二度目の勤務ということになるわけであります。

この四国を離れていた四年間、四国の事業もめざましく発展し、また変化を遂げております。

四国の勤務時代は、長い間の念願でありました「申し込めばすぐく電話」「全国どこへでもすぐかかる電話」の二大目標を達成した電気通信事業の夢が開花し、電話社会が実現した記念すべき時期でありました。また、この達成により、拡充の時代から質の向上へ

の転換期にあり電気通信に対するお客さまのニーズはますます高度化・多様化し、これにお応えするための新しい商品、新しいサービスも登場するとともに、高度情報社会におけるインフラストラクチャーとして「INSの構築」が提唱され、これが次代の電気通信事業の目標として樹立された時期でもありました。

一方、皮肉にもいろいろな内部矛盾が露見し、硬直的な公社制度の見直しが迫られるなど、事業環境に大変革の兆候、つまり内憂外患を抱えた時期でもありました。

ご案内のように、臨調の答申が出されて以来、来紆余曲折はありましたが、百年余の長きにわたる独占の時代に終止符が打たれ、一民間企業「NTT」として新しく生まれ変わり、早くも二年目を迎えたところであります。

電気通信事業に競争原理が導入されたことに伴い、第一種事業者として東名阪の基幹回線分野に次々と新規参入の名乗りが上げられています。これに加え、先の三月には全国の電力業界が一斉に参入を表明し、四国にも公衆回線分野に強力な競争相手が現われることになり、既に競争下にある第二種事業、端末分野にあわせ主要な事業分野に競争の輪が広がっていくことになりました。

このような本格的な競争の世界にあって、四国のNTTは従来の東名阪の収入源に頼ることのない赤字経営の脱却を図ることはもとより、一方公共的使命も失うことなく、地域社会における中核的役割を担う企業としての存在を問われている正念場にある重要な時期に直面していると言えます。

この難しい時代に地元に着任し、身の引きしまる思いで一杯でございます。

企業の発展には地域の人達との密接なつながり、地域社会の理解と協力が不可欠であります。電気通信事業に深い理解と豊かな経験を持たれ、地域社会でご活躍の諸先輩のお力添えが何よりも大切だと考えております。

いまNTTという名称が変わっておりますが、皆さま方が永年のご辛苦のうえに築きあげられた貴重な歴史を持った企業であること踏まえ、地域に根ざした事業運営に努めていく所存でございますので、今後とも一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



## NTTの各支社、電話局等の組織を

編成替え、二月三日(月)から移行

NTT四国総支社では、新たな競争体制下において、創意工夫を発揮して機動的、弾力的な事業運営を行い、お客さまサービスの向上や収支の改善など、経営全般の改善を図ることとして六〇年一月二日事業部制を導入しましたが、これに連動して二月三日(月)から支社、電話局等の組織も編成替えを行いました。

今回の組織改革は、電気通信サービスの高度化、多様化、競争原理の導入、並びに新規参入者との公正な競争など、今日の事業を取り巻く経営環境が大きく変ってきていることに対応するため、さきを実施した本社、総支

社の組織編成替えに整合させたものです。  
各支社の組織としては、新しく企画部門を設置するとともに部制を導入し、営業部、建設部を新設しました。また、四国府所在地の中継所については、四国ネットワーク支社の直轄事業所（ネットワークセンタ）とし、他は電話局の組織に統合しました。

これにより、お客さまと直接接し事業を運営している現場の第一線がそれぞれの地域特性等に合わせた、よりきめ細かなサービスをより早く提供するなど、お客さまの多様なニーズに 대응していくこととしております。

電話の移転、電話帳のお問い合わせ

などは「116」へ

四国管内工事完了（三月二十五日）

四国管内における電話のお申込み、移転、各種商品、電話帳のお問い合わせなどの電話番号の工事が三月二十五日（火）にすべて完了し、「116」に統一しました。

これは、お問い合わせなどの電話番号が電話局により異なっていたためお客様が覚えにくいほか、営業窓口が分かれている地域ではお客さまにとってどちらの営業窓口へ連絡すればよいか分かりにくく、これらを解消するため、全国の各電話局のお問い合わせなどの電話番号を「116」へ変更したものです。なお、これは発信した電話が該当する局の「116」へ接続されることとなります。

NTT四国総支社では、六〇年五月から四国管内各局で逐次「116」に変更を行ってきましたが、丸亀電報電話局エリアを最後に工事が完了し、三月二十五日（火）から四国管内全局でお客さまからのお問い合わせなどの電

話番号を「116」に統一したものです。

特殊電話番号一覧表

電話番号	用 途	備考
116	電話の移転、電話帳のお問い合わせなど	
100	市外通話料金をお知りになりたいときの通話のお申し込み	
104	電話番号のお問い合わせ	
106	通話料金を相手払いに（コレクトコール） 通話料金を後払いに（クレジット通話） したいときの通話のお申し込み	
110	警察への緊急連絡	
119	消防への緊急連絡	
113	電話が故障のとき	
115	電報を電話でうつとき	
117	時報	有料
117	天気予報	有料

テレホンカード 四国版を新発売

四月一五日（火）から四国管内一斉に

NTT四国支社では、五七年一二月から、一〇円玉がなくても公衆電話がかけられるテレホンカードを発売し、さらに五九年六月からテレホンカードの地方版を発売してきましたが、好評に応えこのたび各県のイメージをデザインしたテレホンカード（地方版）を各支社で作成し、四月一五日から発売をいたします。

このテレホンカードは、四国で発売するテレホンカード（地方版）として一〇の一三作目にあたります。

これまでNTT四国管内で作成したテレホンカード（地方版）は、阿波踊り（五九・六徳島）、坊ちゃん（五九・七愛媛）、八十八か所

（五九・一〇四国総支社）源平屋島合戦八〇〇年祭（五九・一〇香川）、大鳴門橋（六〇・四徳島）、坂本龍馬（六〇・四高知）、松山城（六〇・六愛媛）、金毘羅（六〇・六香川）、霊場八十八か所順拝（六一・一四国総支社）があり、いずれも好評でした。

今回発売したテレホンカード（地方版）は、石鎚山（愛媛一〇二万枚）、SHODOSHIMA（小豆島）（香川二〇二万枚）、阿波踊り（徳島一〇二万枚）、はりまや橋（高知一〇二万枚）となっており、各県のイメージをそれぞれデザインしたものであり、大いに利用していただけるものと期待しています。

なお、NTT四国総支社では、今年もカード公衆電話を増設することとしていますので、今後ともキャッシュレスで便利なカード公衆電話をぜひご利用下さい。

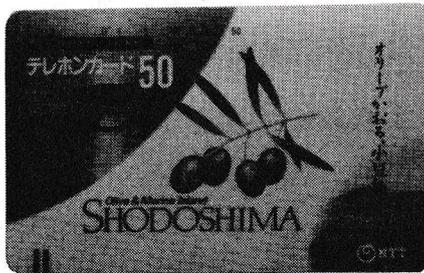
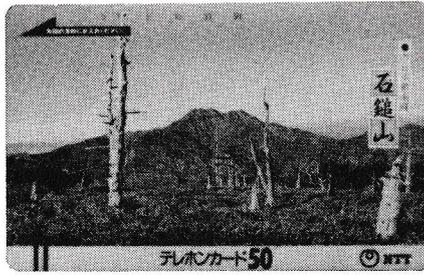
キャプテンのサービス開始

三月二十九日（土）から

NTTでは、キャプテンのサービス地域を全国に拡大してきましたが、松山地域（松山市、伊予市、北条市）においても三月二十九日からサービスを開始しました。

キャプテンは、家庭やオフィスの電話とテレビを利用し、お客さまのリクエストに対応してセンターから送られた情報をテレビ画面に映し出すという双方向メディアであり、五九年一月に首都圏、京阪神（東京二三区、九二市、六町、一村）でサービスを開始していらした。逐次全国に拡大してきましたが、このほど六一年三月末には松山、広島、北九州、長野など全国六〇市町村を拡大したものです。（東京二三区、一四二市、二六町、六村）  
キャプテンサービスは、契約料金八〇〇円、

テレホンカード



通送料三分三〇円となっております、NTTブランドの端末機も、七九、八〇〇円で発売しています。一、サービス提供地域

松山市、伊予市、北条市  
（右の地域でも、お客さま識別用の装置がないため、一部サービス提供できない地域があります。

二、サービス開始時期  
昭和六一年三月二十九日（土）  
三、サービス利用時間帯  
毎日午前六時～翌日午前一時

共済会だより (三四)

電気通信共済会四国支部 福祉相談所

「生涯福祉」の向上と充実をめざして電気通信共済会では、福祉相談所を窓口として国や地方公共団体がやっている公的福祉を補充する立場で、幅広く社会福祉事業を推進しており、具体的には、NTT、全電通及び共済会の退職者（二〇年以上勤続者）や遺家族並びに一部現職者を対象に、生活援護事業、育英事業、退職者文化活動援助事業、退職者向けニュース「ともがき」発行事業等の事業を行っています。

現在、四国支部でお世話させていただいている退職者や遺族の方々は、約四、二〇〇世帯あり、県別には、次のようになっています。

- 愛媛県 一、七七〇世帯
- 香川県 九八〇世帯
- 徳島県 七〇〇世帯
- 高知県 七九〇世帯

以下、当会の社会福祉事業の内容について、その概要をご紹介します。

生活援護事業

この事業は、専門訓練を受けたケースワーカー（福祉相談役）による相談助言を中心として、対象者の自立更生や生活向上をはかるための側面的援助を行なうもので、状況によっては給付金や見舞金をお贈りしております。● 生計を維持するため応急的に生計資金を

必要とする方にお贈りする：「生活給付金」

● 傷病等のため一時的に生計費が必要とき、または長期にわたり床についている方にお贈りする：「傷病等給付金」

● 心身障害者（児）や母子世帯の子供が、所定の学業を終了し就職されたときにお贈りする：「就職等準備給付金」

● 扶養義務者のいない老人夫婦（男七〇才以上、女六五才以上）または、扶養義務者はいるがその扶養を受けていない単身老人の方にお贈りする：「敬老給付金」

● 母子世帯の子が高校に在学している期間中お贈りする：「奨学給付金」

● 母子世帯、または重度障害者（児）、もしくは長期療養者のいる世帯の子が小学校か中学校に入学するときにお贈りする：「就

学給付金

● 重度(身障一・二級、精薄A級)障害者(児)のいる世帯にお贈りする: [重度・重症障害者(児)見舞金]

育英事業

この事業は、高等学校、大学などで勉強したいが学資の負担が困難な方に学資をお貸しする事業です。

退職者文化活動援助事業

この事業は、退職者の方々の精神的文化的ニーズに応え、より潤いのある生活を過していただくための援助事業で、共済会が主催して、文化講演会やOB大学(文化財めぐり、園芸講座、陶芸講座など)を開催するほか、各種のサークル活動の助成援助を行なっています。

退職者向けニュース「ともがき」発行事業

「ともがき」は、退職者や遺族の家庭にお送りしている広報誌です。

年金や健康の話題、日常関心の高い事等ら等についての解説や文芸作品などを掲載、年四回発行しています。

社会福祉施設援助事業

共済会では、会の分身的組織である「社会福祉法人・共済福祉会」をとおして、同福祉会がNTT伊豆通信病院の構内敷地に設立した身体障害者福祉法による「身体障害者更生施設伊豆リハビリテーションセンター」及び老人福祉法による「特別養護老人ホーム・伊豆自寿園」の二つの社会福祉施設を運営しております。

以上、皆さんに身近な事業の概要についてご紹介しましたが、四国支部福祉相談所では、福祉相談役二名を配置し、いつでもご相談に応じられる体制をとっておりますので、何かお困りのことや相談なされたいことがあ

りましたら、お気軽に電話連絡なり、お立ち寄り下さい。

問い合わせ先

電気通信共済会四国支部

福祉相談所

(電話〇八九九―三二―三三三二)

表紙のことは

観音像素描

莊野丹秀(内海)

早朝すがすがしい気持ちのときに一筆で観音像を描く。もう長い間の私の日課になっている。庭で、目白や鶉がさえずって……心静かな春の朝。

訃報

次の方々が逝去されました。謹んで哀悼の意を表して冥福をお祈り致します。

氏名	死亡年月日	行年	所属
山岡 庄三	60.12.10	九三	松山
大西 朋善	60.12.13	六一	川之江
前川 巖	60.12.27	七六	高松
広瀬作太郎	60.12.31	八一	徳島
藤井喜馬太	61.1.1	八一	板野
中浜 良雄	61.2.11	八二	高松
坂本辰太郎	61.2.12	八二	脇町
生島 忠徳	61.3.6	七一	松山
長尾 義夫	61.3.8	八〇	徳島
隅田 四郎	61.3.10	六一	松山
速渡 芳美	61.3.13	八一	窪川
宮原 豊	61.4.15	六二	高松

年金情報

共済年金制度の改正について

共済年金改正法が六十年十二月二十日に成立し、本年四月一日から実施されます。

政府は、昭和七十年を目前に、公的年金制度の一元化を目指し、国民年金と厚生年金の制度改正に続いて今回の制度改正を国会で成立させたものです。改正の要点を簡述することとします。

一 基礎年金制度の導入

共済年金にも、国民年金の基礎年金の制度を適用し、新共済年金は基礎年金に報酬比例年金を上乗せした年金制度になります。

現行の共済年金は基礎年金の導入によって年金のかんりの部分が組合員およびその配偶者に対する基礎年金に吸収され、新共済年金はその上乗せとしての報酬比例年金を給付する制度で、いわば、現行共済年金を基礎年金と報酬比例年金としての新共済年金に分解することになるわけです。

二 年金の裁定替

OBの私たち年金受給者の年金額は、一般方式と通年方式で計算し、高い額の方が支給されています。

従前から通年方式により年金額が計算されている方はそのままですが、一般方式により計算した年金を受けているものについては、昭和六十一年四月分として支給されるものから、現行のいわゆる通年方式により計算した年金額に改定されています。

この場合に、改定後の年金額が施行日の前日にその人が受ける権利を有していた年

金の額（従前額）に満たないときは、従前額が改定後の年金の額とされますので、現に受けている年金額が下がることはありませんが、この後前額についてはスライドが行われませんので、通年方式による年金額がスライドされていくに従前額に追いつくまで年金額は据え置かれることになります。

三 年金の増額  
ところで、従来は人事院勧告の指標を基礎に年金額の増額が図られる賃金スライド制がとられていましたが、今回の改正で年間の物価上昇に見合う物価スライド制が採用され、消費者物価が五%以上上昇した場合には自動スライドがとられることとなります。この自動スライドは、変動した年の翌年四月から、その物価にスライドして、政令で年金額の改定を行うこととしています。

四 退職一時金の返還  
既に年金を受給されている方で、退職一時金の支給を受けた方は、年金額から一時金の対象となった期間見合いの定率控除をされていますが、法の改正により、当該一時金の額を返還することにより、年金額からこの控除は行わないことになりました。これに伴い、これまでに退職一時金の支給を受けたことのある方については、支給を受けた退職一時金の額に経過利子相当分を加えた金額を返還することになります。この場合、昭和六十一年三月までに年金が二十年以上支給されているときは、一時金を返還したものとみなされ返還の必要はありません。

なお、退職一時金の支給を受けた方で、返還の必要がある人には、返還金額を記載

した退職一時金返還方法申出書がNTT共済組合から送付されます。

五 併給調整  
現在、既に二以上の年金の支給を受けている人については、既裁定年金相互間の併給については、他の公的年金制度からの年金の支給を受けている場合も含め現行通りです。

六 年金支給期月の変更  
現行の共済年金は、毎年三月、六月、九月、十二月の四回に分けてその前月までの分が支給されていますが、新しい国民年金法では、基礎年金が毎年二月、五月、八月、十一月の年四回払いとなっているので、共済年金についても、支給期月を二月、五月、八月、十一月に変更します。

年金再論  
公的年金の問題点をさぐる

嬉野 猷 次

はじめに

公的年金制度は、昭和七十年実施を目指して世紀の大統合が行われようとしている。いつかは来る日が予測されてはいたものの、政府は、多数の力を頼みに仮借なく統合を実現せんとする模様であり、受給者はつらばげに置かれている。

一口に公的年金といっても、もともと発生の際緯、成熟の状況、運用の実態が異なり、昭和三十六年に通算年金通則法が成立し公的年金相互間に期間の通算が可能になるまでは、お互に無縁のものであった。

ところが、国鉄共済年金財政のパンクを契機として、公的年金の財政窮迫が露呈、国家財政の赤字増大を解消するためのゼロシーリング政策のあおりを受け、更にこれに拍車をかけるものとして、公的年金の本質を論ずることもなく官民格差論が横行、政府は好機逸すべからずと、まず目前に迫った国鉄共済年金財政救済と官民格差を旗印に、国家公務員共済組合審議会（国共審）の論議を尽くすこととなく、強引に五十九年四月に三公社の共済年金を国家公務員共済年金に統合、六十年四月には、公的年金統合の第一歩として国民年金改正関係の法律を成立させ、すべての公的年金について国民年金法に規定された基礎年金を全国民に適用し、他の公的年金にこの基礎年金の上に報酬比例年金を積み上げ、更に国家公務員については、約二割と説明している職域年金を三階建として積み、また世代間の負担の公平と年金制度の長期安定という美辞麗句を並べて共済年金を厚生年金にさや寄せをする法案（国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案等）が衆議院での継続審議となり第百三回国会の通過を待っている。

（昨年春の第百三回国会において参議院で一部修正の上成立し、十二月二十七日に公布された。）  
恩給とは何か？  
共済年金とは何か？  
「恩給制度は、公務員が長年忠実に勤務して退職し、または死亡したときに、その功勞に報いるため、退職または死亡後の適当な生活の支えとして国が支給する給付です。」と総理府恩給局は「わかりやすい恩給のしくみ」で述べている。

また、①昭和二十二年十月二十一日公布法

律第二十号国家公務員法第七七条も「退職者に対する恩給の根本基準」として、第一項では、「職員であつて、相当年限、忠実に勤務して退職した者に対しては、恩給が与えられなければならない」とし、第三項において、「公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した者又は公務に基き死亡した者の遺族に対しては、法律の定めるところにより、恩給を与えることができる」としてあり、第八八条においては、恩給制度の目的を「本人及び本人がその退職又は死亡の当時直接扶養する者をして、退職又は死亡の時の条件に依じてその後において適当な生活を維持するに必要な所得を与えること」としていること、②更に国家公務員共済組合制度実施に伴い、国家公務員法第七七条は、この表現を修正し、「退職年金制度」として「職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない」と規定していることから分るよう、恩給は、国が正当な支払いの義務があり、受給者はそれを受けるべき正当な権利をもつものであることを野呂恭一氏（前衆議院議員）が著書の「恩給は倫理、共済は連帯」で指摘しており、

また、共済連盟会長今井一男氏は、共済新報五十七年八月号において、「既裁定年金は、憲法上の私有財産権として不可侵であるといふのが、定説といわれている。」と述べておられることから考えれば、少くとも恩給は権利であり、しかも憲法で保護された財産権であるといつて差し支えない。

次に共済年金とは何であるか。

国家公務員等共済組合法第一条によれば「①この法律は、国家公務員等の……退職……死亡……に關して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、……もつて国家公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、当該国家公務員等の職務の能率的運営に資することを目的とする。

②国及び公共企業体等は、前項の共済組合の健全な運営と發達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする」と規定し、国家公務員法第八八条の年金制度は健全な保険数理を基礎とするよう求めていることから判断すれば私的保険と性格は同じであるが、国家公務員等をその対象とし、職務の能率的運営に資するため、厚生年金との統合後の新年金においても、その身分に相応するものとして約二〇%の職域部分年金を上乗せしている。

まさに野呂先生のいわれるとおり、恩給は倫理、共済は連帯、換言すれば、「恩給は権利、共済は互助」であるが、恩給公務員期間を引き継いだ共済年金部分についても年金受給権は、純恩給とともに、憲法上保護された財産権であるといえよう。また、その保障の内容は適当な生活水準が維持できるものであ

ることを求めているものと考えられる。

#### 公的年金制度の崩解

わが国の公的年金は、国民年金、厚生年金保険、船員保険、国家公務員共済、公共企業体職員等共済、私立学校教職員共済及び農林漁業団体職員共済の八種類に分れ、それぞれ成立の事情、給付の内容、給付水準等が異つており、成熟度は五十七年度末において私立学校教職員の一六・〇%を最低とし、国鉄の八九・七%を最高としており、組合員数（又は被保険者数）も五十七年度末において概数は国家公務員一一七万、地方公務員三二八万、公企体七五万（内、国鉄三五万）、私立学校三三万、農林漁業四九万、厚生年金一、六〇三万、船員一九万、国民年金一、六四七万人と規模の不揃いな集団を構成していた。従つて運営の実態には当然のことながら格差を生じていた。

また、現実に徴収した保険料（又は掛金）は、保険数理に基き算出した額の六割乃至八割であり、不足分は後世代の負担に委されていたのであつて、このことだけからみても将来の保険財政のひつ迫は理の当然であり、これに加えるにベースアップのはね返り分まで後世代負担となつているところから考えれば、年金財政が将来窮乏することは、出発時点から明かであつて、これに前述のような大、小いくつもの母集団の分立、成熟度の區々の状況は早くからうかがい知ることができたことであり、今日国家財政を云々することは顧みて他を語る業である。政府は国民及び受給者に対して、まずその非を詫びた上で諒解を求めるべきではないか。

更に、当時予測された年金財政破綻の状況、すなわち、積立金が赤字となるのは、国鉄六十二年度、郵政七十一年度、専売七十二年度、国共済七十五年度、電電七十九年度であつて、七十年年度までに何等かの措置を採らなければ、公的年金制度は財政的に崩壊することは必至であり、筆者といえどもこれを否定する考へはない。

政府は、公的年金制度について国家財政の改善と年金財政の健全化のみを前面に押し出して公的年金の統合を強引に図ろうとしており、年金財政は年金収入の中でのみ解決するというミクロの解決は公的年金を崩壊に導くことに通ずる問題である。

#### 公的年金の統合と問題点

公的年金制度の給付の斉合性と収支の改善を目的とした改革への歩みは、すでに昭和五十二年十二月九日に、厚生大臣の諮問機関である「年金制度基本構想懇談会」の中間意見書の中に、租税の裏づけによる基礎年金構想の兆しが見られ、昭和五十四年四月十八日には、更に「わが国年金制度の改革の方向——長期的な均衡と安定を求めて——」と題して、給付水準、給付体系、支給開始年齢等にわたり、相当具体的な改革の方向を示した意見書が発表され、つづいて同年同月十九日には、「社会保障制度審議会」からも、昭和六十五年を中間目標として、全額国庫負担による基本年金の創設を中心とする答申が総理大臣に提出されており、その一年前の五十三年には三公社の共済年金制度に関する当面及び今後検討すべき問題について、関係共済組合の専門家によって構成された「共済年金制度懇談

会」(通称「共済懇」又は「三者懇」)からメモ形式の提案があり、これが昭和五十四年の法改正①高額所得者に対する支給停止、②支給開始年齢の引き上げ、③減額退職年金の制限等)の素地を提供しており、五十七年七月十四日には大蔵大臣の私的諮問機関である「共済年金制度基本問題研究会」の意見書は、①官民格差論の分析、②年金水準の改定の必要を述べ、特に③国鉄共済年金対策を中心とした当面の緊急対策として四共済年金の合併を提案しているが、全公的年金の統合を早急には求めていると受け止められていた。

更に、五十七年七月三十日の、臨調の基本答申は、年金制度の改革として、「全国民を基礎とする統一の制度により基礎年金を公平に国民に保障すること」を目標とした改革案を提示しており、これより先七月二十三日には、厚生大臣の私的諮問機関である「社会保障長期展望懇談会」(有沢広己座長)からは、「社会保障の将来展望について」と題した提言においても、「制度の一元化などの枠組みの改革が不可欠であり、直ちに本格的検討に着手すべき」旨の主張がなされていた。

これらの状況を前提として、五十七年九月二十四日には、年金制度につき、①公的年金制度に関する関係閣僚懇談会及び公的年金制度調整連絡会議等の場を活用するとともに、年金担当大臣(厚生大臣)を指名し、②当面四共済年金の統合法案を次期通常国会に提出、③並行して、厚生年金、国民年金を中心とする公的年金制度の長期安定を図るため、将来の一元化を展望しつつ、給付と負担の関係等制度全般の在り方について見直しを行い、昭

和五十八年度末までに改革の具体的内容、手順等について成果を得る等の閣議決定を行った。

厚生省は、これらの情勢を踏まえて、五十七年十一月、有識者一千人に公開アンケートを行い、公的年金統合化への素地を固める方途に着手した。

しかしながら、前記の共済制度基本問題研究会をはじめ、多くのこの種の会合では年金受給者又は受給者団体の代表者の意見、要望等が求められたことなく、むしろ受給者に対しては内緒、内緒の措置が採られ、ある時期には、意見があれば国会の場で言えとの答弁が聞かれたことさえあった。

公的年金の統合について一番被害を蒙るのは受給者そのもので、それ以外の者にとっては、極論すれば他人の懐をかき回すような問題であることを私は強調したい。ましてや受給者に対して問答無用の如き感じをいだかせることについては慎重に対処すべきではなからうか。

しかしながら、政府の公的年金統合への行程は、着々と実行され、五十九年四月には四共済年金が合併され、六十年五月には、基礎年金構想を導入した国民年金、厚生年金を統合するための国民年金法一部改正法が公布され、残る国家公務員等共済組合法の一部改正案(共済年金改革法案)等が衆議員の継続審査となり、第百三回国会での成立を得つぱかりである。(十二月二十日成立)

このように公的年金の七十年統合の目標がきまつたものの、内容はご案内のとおり、現行の受給者及び将来の受給者のいずれにも大

きな経済的変革をもたらすものであるばかりでなく、次に述べるような種々問題とすべき点が多い。

まず、第一は、前述のように現行の公的年金の財政は出発の時点から行世代負担の過重が予測され、年金財政の安定が期待できないというミスをしてきた。政府はこの点を棚上げしておいて、別の事情から財政が悪化したかのように説明しているのであって、政府は真先にその不明を謝すべきである。

第二は、受給者の意向、意見等が全く反映されないというより受給者不在の状態で秘密裡に作業が進められたことである。

第三には、現在までの論議は、年金財政の収支が保険数理の範囲内で交わされたことであって、恩給部分という異質なものとまで含めて公的年金を保険数理で処理することは政府として国の重大な福祉政策を放棄したのではあるまいか。保険数理の枠内から出たかないならば民間の保険会社へ委せた方が、より効率的に運営されるのではあるまいか。

第四に、給付水準の大幅なダウンである。厚生省の試算によれば、現行の給付設計をそのまま維持すれば二十一世紀の厚生年金は平均賃金月額額の八十三%にも達する反面、これを支える保険料率は三十五%を超えることとなり、後世代の負担の限度を超え、かつ実質収入で現役を凌駕すると説明しているが、このことは受給者の罪科ではなく制度の設定に当初から問題があったので政府は十分反省すべきことであって、現在の制度を前提として生活設計、生涯設計をたてていた善良で、まじめな国民にとっては、生存権をかけた問題

である。殊に高齢の者にとつては今更稼ぐ途もないので、死を急がせるようなものであって、年金改革法案と同時に安楽死促進法案を提出することを望みたい程である。

殊に公企体共済年金は、昨年の国家公務員共済年金への統合により、受給者の約八割は年金額が頭打ちになっており、更に今回の共済年金改革法案が成立すれば、一生頭打ちに終る公算が大で、受給者の不安は計り知れないものがある。更に付け加えるならば、現在二十歳で入社したものが四十年勤続して退職した場合には現行制度による年金に較べて二十三%もダウンすることを考えると、問題は現在受給者だけでなく、若い世代にとつても重大な事柄である。年金問題は国の重大な政策課題である。

第五には、年金額の算定方式の不合理性である。厚生年金に統合されると、年金額算定の基礎になる俸給は標準報酬月額に対する倍率で算定される。標準報酬月額を決定するのは給料のほか超過勤務手当、通勤費その他の現物給与の代価を含めた一切の給与によることになっている。

従つて遠隔の地から通勤すれば掛金も増すが年金額も増すこととなる。これは現行の厚生年金でも同様であるが、これは民間企業の給与制度が区々であり、公務員のように本俸が明確でないことによるものと説明されている。

第六には、支給停止、併給制限事項が強化される公算が大であることである。共済年金改革法案は仄聞するところによれば、政令で定める限度を超える収入のあるものについて

は最高九割まで支給停止が行われるとのことであるが、既裁定年金は財産権の最たるものであり、法律をもってやたらに制限すべきものではなく、ましてや年金に生活を依存し、その生活の状態が定着している者にとつて高率の支給停止を行うことは生存権を奪うに等しいものではなからうか。

また、仮りに支給停止を行うにしても、法律の中に明文をもって規定すべきであって、政令に委任することは憲法の精神にも違反するものと考えられる。また併給制限事項についても重大な権利の侵害であって、私は法律をもって明らかに規定すべきものと考えられる次第である。

第七に婦人の年金権であるが、特に配偶者であることの確認が困難であることもあり、婦人の地位の確認につき事実上の困難な点が多く、かつ、しばしば発生するものと考えられる。

(つづく)

(付記) この論議は次号で続ける。

(日本電信電話退職者団体連合会

常任理事兼事務局長)

電友会四国連合会会報 第五四号

昭和六一年四月一日発行

編集発行 電友会四国連合会

事務局

松山市一番町四丁目(二七九〇)

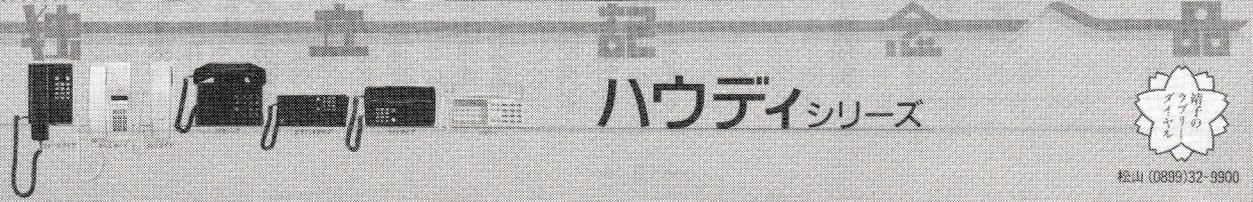
NTT四国総支社内

電話(〇八九九)三六一二〇二三

印刷 四国電話印刷株式会社

NTT

前途を祝して。



ハウディシリーズ



松山 (0899)32-9900